事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当商工会の位置する萩市田万川及び須佐地域は、平成25年7月3日より7日にかけ断続的に発生 した豪雨により幹線道路が通行できない等の被害が発生した。

さらに、同年7月28日には、むつみ・須佐・田万川の地域に集中豪雨が発生し、2名死亡、1 名行方不明、家屋被害1,126棟の未曾有の大災害が発生し、田万川地域に所在する商工会本所も 1階部分が浸水、また、田万川流域(江崎地区・小川地区・弥富地区)、原中川流域(小川地区)、 須佐川流域(須佐地区)に位置する事業者にも甚大な被害を与えた。

田万川地域の被災状況







須佐地域の被災状況







近年は、自然災害、感染症の蔓延による非常事態も発生しており、当商工会では自然災害により被災した経験、新型コロナウイルス感染症蔓延による地域小規模事業者等の経営危機を経験したことを踏まえ、改めてリスク把握を行うことが重要である。

(1)地域の災害リスク

- (1) 土砂災害〔萩市土砂災害ハザードマップ(H30.3):防災危機管理課〕
 - ①萩市田万川地域対象のハザードマップ〔1・2・3〕によると、江崎地域、小川地域共に土砂 災害警戒区域 (イエローゾーン) 及び土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン) に指定されている。
 - ※土砂災害ハザードマップ

②萩市須佐地域対象のハザードマップ〔4・5・6・7〕によると、須佐地域、弥富地域共に土砂災害警戒区域(イエローゾーン)及び土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されている。

(2) 河川洪水〔萩市河川洪水ハザードマップ(R4.3): 防災危機管理課〕

当地域の主要河川は、田万川・江津川・原中川・須佐川となり、集中豪雨等が発生した場合、 地勢的に河川氾濫の危険性が高い。対象河川の河川洪水ハザードマップによると、上記河川流 域を中心に5.0m未満の浸水が想定されている。

(3) ため池 [ため池ハザードマップ(R3.3): 萩市農林水産整備課]

当地域で災害の可能性があるため池は、田万川の上小川地区の「千人塚1号ため池」「千人塚2号ため池」「平山東上ため池」、下小川地区の「下神田ため池」「眞名ヶ浴ため池」、下田万地区の「天神面ため池」、弥富下地区の「黒杭ため池」である。

(4) 津波・高潮 [萩市津波・高潮ハザードマップ(H29.2): 防災危機管理課]

①津波

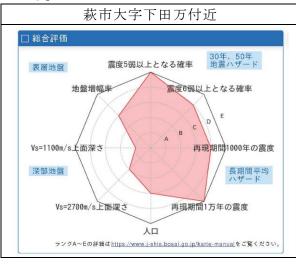
県内(日本海側)で想定される最大クラスの地震津波〔見島付近西部断層〕が発生した場合、江崎漁港への海面変動影響開始時間は最短49分、最大2.0m、須佐漁港への海面変動影響開始時間は最短44分、最大2.1m、とされている。

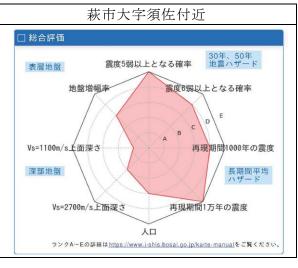
②高潮

山口県内における過去最大級の台風と同じ規模の台風がこの付近に最も大きな被害を発生させる経路を通過した場合、浸水深0.3m~5mと予測されている。

(5) 地震

- ①J-SHIS: 地震ハザードカルテ〔2024年基準〕
- ・萩市大字下田万付近:メッシュコード5131757224 超過確率の値は震度6強以上1.1%、6弱以上7.7%、5強以上34.5%、5弱以上76.7%となっている。
- ・萩市大字須佐付近:メッシュコード5131744811 超過確率の値は震度6強以上1.2%、6弱以上7.7%、5強以上34.3%、5弱以上76.5%となっている。





② [萩市ゆれやすさマップ(H24.2): 萩市土木建築部建築課]

萩市への影響が大きいと考えられる活断層は6つ【菊川断層・萩北断層・才ヶ岳断層・徳 佐一地福断層・三ヶ岳東方断層・弥栄断層帯】あるが、特に、「徳佐一地福断層」「弥栄断 層」は、その規模や位置から、田万川地区や須佐地区にも広範囲に影響を及ぼす可能性の ある活断層として考えられる。

地震発生時には、距離が離れていても表層地盤が軟らかい場合、揺れが大きくなる。 萩市ゆれやすさマップ1 [田万川・須佐地域] によれば当地域では、震度 5 強から 6 弱が予 測されている。

萩市への影響が大きいと考えられる地震

地震名	地震のタイプ	マグニチュード	萩市での最大震度
① 菊川断層による地震	内陸地震	7. 0	5弱
② 萩北断層による地震	内陸地震	6. 8	6強
③ 才ヶ峠断層による地震	内陸地震	6. 9	6 弱
④ 徳佐―地福断層による地震	内陸地震	7. 2	6強
⑤ 三ヶ岳東方断層による地震	内陸地震	6. 4	4
⑥ 弥栄断層帯による地震	内陸地震	7. 6	6弱

出典: ①~⑤ 山口県地震被害想定調査報告書(平成20年3月,山口県)

⑥ 島根県地震被害想定調査 (平成23年12月現在,島根県調査中)

(6) 威染症 [萩市新型インフルエンザ等対策行動計画(H26.7): 健康増進課]

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、これに伴う社会的・経済的影響が懸念されている。

小規模事業者等への影響として、移動の制限や行政からの外出自粛要請等により必要な人員が確保できなくなること、マスクや消毒液等の衛生用品が入手しづらくなり、従業員の感染拡大を防げなくなること、製品・サービスの需要の落ち込むことが想定され、売上が減少し運転資金が枯渇すること、テレワーク等を実施した従業員の自宅パソコンから機密情報が漏洩してしまうことが懸念される。

(7) ITリスク

現在、業務の多くがICTに依存する中、ランサムウェアによる業務停止・顧客情報の漏洩、クラウドサービスの障害による業務停止等の障害が発生している。

小規模事業者でもサイバー攻撃や情報漏洩の被害が増加傾向にあり、ウイルス対策やバックアップ体制の整備など、ITリスクへの備えが喫緊の課題となっている。

(2) 商工業者の特徴

①商工業者等数 ②小規模事業者数 143事業者

155事業者

【内訳】

T L 1 L)	4			
	業種	商工業者数	小 規 模 事業者数	備考 (事業者の立地状況等)
-	建設業	17	16	域内に広く分散
田	製造業	17	16	域内に広く分散
万	卸売業	0	0	
111	小売業	23	20	江崎・下田万等中心部に集中
Ш	飲食・旅館業	7	7	国道191号線沿いに集中
地	サービス業	14	12	域内に広く分散
	その他	2	1	下田万に集中
区	小 計	80	72	
	建設業	14	14	域内に広く分散
須	製造業	5	4	国道191号線沿いに集中
夕	卸売業	0	0	
佐	小売業	21	20	須佐中心部の集中
地	飲食・旅館業	11	11	須佐中心部に集中
IE	サービス業	21	20	域内に広く分散
区	その他	3	2	須佐中心部に集中
	小 計	75	71	
	合 計	155	143	

(3) これまでの取り組み

(1) 当市の取り組み

- ①萩市地域防災計画の策定及び改訂(令和7年3月改訂)
- ②防災訓練の実施
- ③地域防災リーダー研修の実施
- ④防災メールの機能拡充
- ⑤防災備品の備蓄
- ⑥各関係機関・企業との提携協定
- ⑦萩市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定(平成26年7月)

(2) 当会の取り組み

①商工会 BCP の策定

当会では令和元 (2019)年 12 月に専門家指導の下、BCP を策定し、異動等に伴い随時更新 しており直近では令和7(2025)年に更新している。

②事業者 BCP に関する国・県・市の施策周知

萩市は、令和3年9月にあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と地域活性化包括連携協 定を締結しており、同社の主催する BCP セミナー等の周知、BCP 策定支援等について紹介 斡旋を行っている。

- ③事業継続力強化計画策定に関するセミナーの実施 期間中、単独実施は1回
- ④事業継続力強化計画の策定支援 期間中、支援件数は6件
- ⑤防災備品の備蓄 必要備品の追加、入れ替え
- ⑥萩市が実施する防災訓練への協力



Ⅱ 課題

事業継続力強化支援計画の策定から5年が経過し、発災時等に当市に設置される「萩市災害対策本部会議」で情報共有する体制の構築など、連携体制は進捗した。

保険・共済に対する助言についても、法定経営指導員が中心となり職員が必要な知識を研修 等で習得し、必要に応じて専門家との連携支援も可能な体制を構築している。

当会と当市との連携や助言体制は整備が進んでいるが、現状ではリスク対策が小規模事業者等に認知されているとは言い難い状況であり、災害等へのリスク対策の重要性を普及することが最大の課題である。

また感染症対策において、感染拡大期においては「業種別ガイドライン」等を活用して、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知したものの、対策が不十分な事業者もあったことから、平時から事業所内でのルール作りが必要である。

Ⅲ 目標

- (1)地区内小規模事業者に対し災害・感染症・IT リスク等を認識させ、事前対策の必要性を 周知する。
- (2) 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- (3) 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時(国内感染者発生期)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。また、職員が出勤できないような場合を想定して、代替業務ができるようにする。
- (4) 新型ウイルス感染症の拡大に対応するために、リモートワーク等を含む適切な感染予防 措置を準備する。
- (5) 事業者の事業継続力強化計画、または事業継続計画等の作成を支援する。
- (6)上記内容に変更が生じた場合、予期せぬ緊急事態が生じた場合、速やかに山口県へ報告する。

【成果目標】

①事業継続力強化計画または BCP の策定支援 [年 4 件・期間中 20 件]

専門家派遣、当市と提携するあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携し、域内小規模事業者等のBCP 策定・事業継続力強化計画の策定を支援する。

②自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認〔年6件・期間中30件〕

巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら共済や保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和7年10月1日~令和12年9月30日)
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策>

「萩市地域防災計画(震災対策編含む)」及び「萩市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、独自調査により把握している地域内商工業者情報を基に、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組むことで、地域中小・小規模事業者の事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ②商工会ニュースや市広報、ホームページ、公式 LINE、facebook、Instagram 等を活用して、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③小規模事業者に対し、事業者 BCP (即時に取組可能な簡易的なもの含む) の策定による 実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政 の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ⑤新型ウイルス感染症等の流行に関しては、厚生労働省・山口県・当市の最新情報を収集 の上、対策マニュアル等に基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うと ともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑥自然災害の発生・感染症拡大の状況であっても事業継続できるよう、DX 化やテレワーク 環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

当会では令和元 (2019)年 12 月に専門家指導の下、各支所毎に BCP を策定し、異動等に伴い随時更新しており、直近では令和 7(2025)年 7 月に更新している。

3) 関係団体等との連携

- ①山口県商工会連合会を始めとした関係団体等へ、事業継続の取組に関する専門家の派遣を依頼し、地域小規模事業者へ事業継続力強化計画・事業者 BCP の策定支援を実施する。
- ②関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、近隣商工会・商工会議所等とのセミナー等の 共催。
- ③自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や個別保険相談会等を「山口県火災共済協同組合」やあいおいニッセイ同和損害保険株式会社等と連携し実施する。

4) フォローアップ

- ①小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ②萩市事業継続力強化支援ワーキング会議(構成員:当会、当市担当課)を1年に1回以上開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①当会と当市は協力して、自然災害が発生したと仮定して当会と当市(萩市災害対策本部) との連絡ルート等の確認行う。
- ②必要に応じて訓練を実施し、災害対策本部が適切に機能することを確認する。

< 2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助を最優先する。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後2時間以内に、携帯電話またはLINEWORKS等を利用し職員の安否報告、業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。
- ②感染症流行の場合、国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行うとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

①当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例)

(SKIN) (CAO)	, G V 17
	①職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員
	自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
発災前	②職員全員が被災、または通勤不可等の状況により応急対策ができない場合
	の役割分担を決める。
	③事前に、域内事業者に対し発災後の被害状況等について SNS 等を利用した
	報告を依頼する。
	①大まかな被害状況を確認し、2日以内を目安に萩市災害対策本部と情報共
	有する。
発災後	②被害状況の確認方法について、安全確保が可能な場合は職員による現地確
	認を基本とするが、状況に応じて地域内各事業者からの被害報告を取りま
	とめ報告する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」 等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」 等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

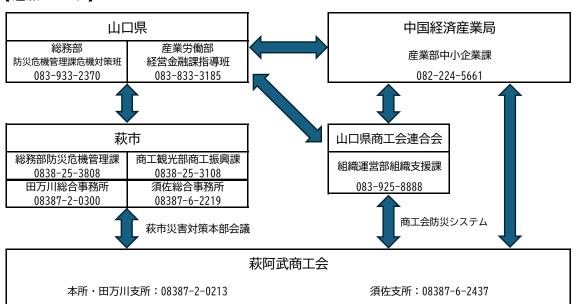
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

②本計画により、当会と当市は必要に応じて随時担当者と情報共有を行い、「萩市災害対策本部会議」と最新の被害情報等を共有する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ①当会と当市は、自然災害等の発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告 及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。この目的のために、当会と 当市は適切な情報収集を行うために予め協議を行う。
- ②当会と当市は、被害の拡大を防ぐ活動をしながらも、二次被害の発生を回避するため、 被災地域での活動を安全に行うために必要な事項について予め定める。
- ③当会と当市は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定については、当市の「応急危険度判定」「建物被害認定調査」「罹災証明書の発行基準」等に照らし合わせて算定する。
- ④当会と当市が、萩市災害対策本部会議で共有した情報は、速やかに山口県へ報告する。
- ⑤当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」を活用し、被害を確認した場合は 随時山口県商工会連合会に報告する。山口県商工会連合会は山口県の指定する方法で山 口県産業労働部経営金融課へ被害状況を報告する。

【連絡ルート】



く4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ①当会は、相談窓口の開設方法と役割分担について当市と相談する。 ※当会が、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ②当会は、安全性が確認された場所において、速やかに相談窓口を設置する。
- ③当会は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策(国や山口県、当市等の施策)について、地区内小規模 事業者等へ周知する。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者等を対象 とした支援策や相談窓口等の開設を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援> ①当市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者等の支援を行う。 ②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県や県内各市町、山口県商工会連合会等に相談する。
※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

Т

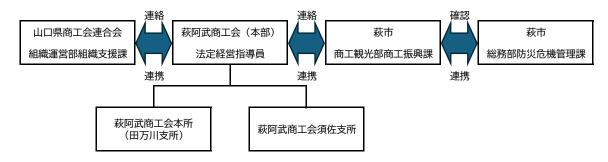
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2025年8月現在)

(1) 実施体制



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①法定経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 田中清史(連絡先は後述(3)①参照)
- ②法定経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先
- ①商工会/商工会議所

萩阿武商工会

〒759-3112 山口県萩市大字下田万 1194 番地 TEL: 08387-2-0213 / FAX: 08387-2-1568

E-mail: hagiabu-honsho@yamaguchi-shokokai.or.jp

②関係市町

萩市 商工観光部 商工振興課

〒758-0041 山口県萩市江向 510 番地

TEL: 0838-25-3638 / FAX: 0838-25-3420

E-mail: syoukou@city.hagi.lg.jp

(別表 3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

		2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
		(令和8年度)	(令和9年度)	(令和10年度)	(令和11年度)	(令和 12 年度)
必	要な資金の額	260	260	260	260	260
	・専門家派遣	100	100	100	100	100
	•協議会運営費	30	30	30	30	30
	・チラシ作成費	30	30	30	30	30
	・ウェブサイト更新料	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、山口県補助金、萩市補助金、事業収入 他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携 して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

	連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
	並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	連携して実施する事業の内容
1	
2	
3	
•	
•	
•	
	連携して事業を実施する者の役割
1	
2	
3	
•	
•	
•	
	連携体制図等
1	
<u></u>	
2	
2	
2	
2	
2	
3	